

# 監督署からのお知らせ

令和6年9月12日

尼崎労働基準監督署  
安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 . 自立的な化学物質管理
- 2 . 全国労働衛生週間
- 3 . エイジフレンドリー補助金
- 4 . 安衛関係の各種報告の電子申請義務化

# 1. 自律的な化学物質管理

## (1) 法令の見直し、改正

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等における規定について、見直しを行う。

（限られた数の）特定の化学物質に対して  
（特別則で）個別具体的な規制を行う方式



危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者を求める

- **ばく露を最小限**とすること

（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）

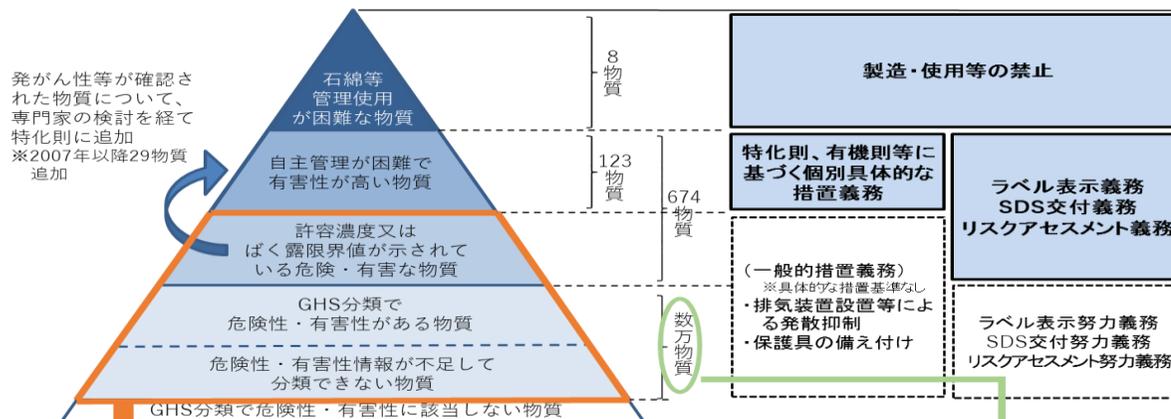
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと

- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、**事業者が適切に選択**すること

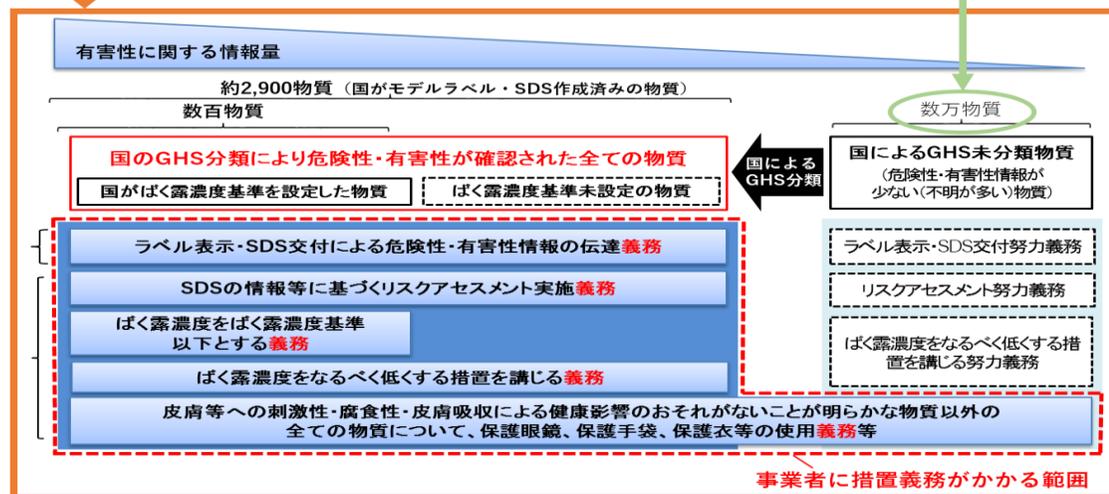
# 1. 自律的な化学物質管理

## (1) 法令の見直し、改正

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



# 1. 自律的な化学物質管理

## (2) GHS分類で危険性・有害性ある物質の表示

### この表示がある場合、

- ◎ SDS（安全データシート）の入手・周知
- ◎ SDSに基づくリスクアセスメントの実施
- ◎ ばく露濃度の低減措置
- ◎ 化学物質管理者の選任

**が必要！**

### ● 絵表示の意味

 【炎】	可燃性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	 【円上の炎】	酸性ガス 酸性液体 酸性固体	 【爆弾の爆発】	爆発物(不安定爆発物, 等級1.1-1.4) 自己反応性化学品 有機過氧化物
 【腐食性】	金属腐食性化学品 皮膚腐食性(区分1) 眼に対する重大な 損傷性(区分1)	 【ガスボンベ】	高圧ガス	 【どくろ】	急性毒性 (区分1-3)
 【感嘆符】	急性毒性(区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	 【環境】	水生環境 有害性	 【健康有害性】	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1,2) 誤えん有害性 など

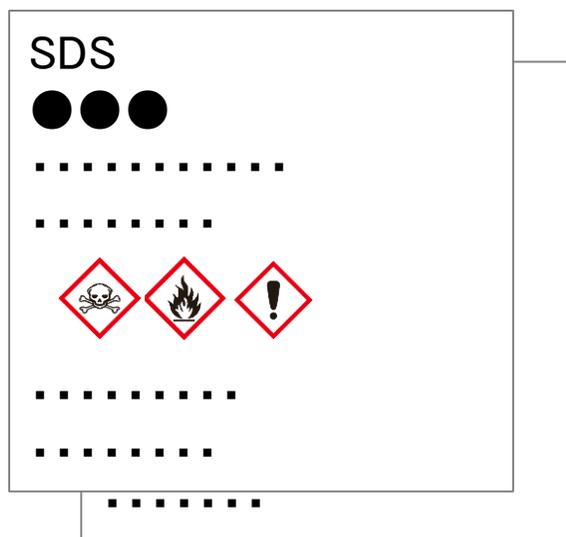
**消毒液や洗剤も対象物になることがあるため、要注意！！**

# 1. 自律的な化学物質管理

## (3) SDS (安全データシート) とは

### SDSとは

- ◎ Safty Data Sheetの略称
- ◎ 化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達するもの。事業者間の取引時にSDSを提供する。
- ◎ 成分、危険性、取扱注意事項、適用法規等を記載



特化則や有機則等の適用法規、  
必要な保護具の確認が可能

# 1. 自律的な化学物質管理

## (4) 化学物質管理者

### (1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

2024(R6).4.1 施行

#### ★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

### (2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
  - ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者
  - ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場  
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

### (3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4, 5のみ

# 1. 自律的な化学物質管理

## (5) 保護具着用管理責任者

### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1 施行

- ・ リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

### (2) 選任要件

- ・ 保護具について一定の経験及び知識を有する者  
次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**
  - ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
  - ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
  - ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
  - ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
  - ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
  - ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

### (3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他  
保護具の管理に係る業務

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

## 2.全国労働衛生週間

### (1) 概要

本週間 : 2024年10月1日～10月7日

準備期間 : 2024年9月1日～9月30日

- ・スローガンは「**推してます みんな笑顔の健康職場**」
- ・全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来今年で第75回。
- ・労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とするもの。



## 2.全国労働衛生週間

### (2) 実施事項

#### 【準備期間】（9/1～9/30）

- ・ 過重労働による健康障害防止対策
- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策
- ・ 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- ・ 化学物質による健康障害防止対策
- ・ 石綿による健康障害防止対策
- ・ 職場の受動喫煙防止対策
- ・ 治療と仕事の両立支援対策
- ・ 職場の熱中症予防対策の推進
- ・ テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- ・ 小規模事業場における産業保健活動の充実
- ・ 女性の健康課題への取組

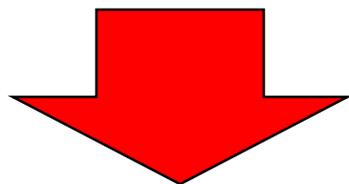
#### 【本期間】（10/1～10/7）

- ・ 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・ 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・ 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・ 労働衛生に関する講習会
- ・ 見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ・ その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

### 3.エイジフレンドリー補助金

#### (1) エイジフレンドリーとは

- ・働く高齢者は増加傾向にあり、60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に社会福祉施設を含む第3次産業で増加傾向にある。
- ・高齢者は身体機能低下等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすい傾向にある。



すべての働く人の労働災害防止のため、  
**エイジフレンドリー**な職場環境の改善が必要。

### 3.エイジフレンドリー補助金

#### (2) エイジフレンドリー補助金の概要

##### エイジフレンドリー補助金とは

- ・ 高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助するための制度。
- ・ 年度ごとに申込を受付しており、令和6年度も実施（申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日）
- ・ 令和6年度では3つのコースがあり、①高年齢労働者の労働災害防止対策コース、②転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース、③コラボヘルスコース、の3つのコースがある。
- ・ 各コースの補助率・上限額（消費税除く）は、①は1/2・上限100万円、②は3/4・上限100万円、③は3/4・上限30万円である。
- ・ 各コースごとに補助対象が異なる。詳細や問い合わせ先は資料内のリーフレットを確認されたい。

## 4. 安衛関係の各種報告の電子申請義務化

### (1) 概要

◎令和7年1月1日より、

- ・ **労働者死傷病報告**
- ・ **総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告**
- ・ **定期健康診断結果報告**
- ・ **心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告**
- ・ **有害な業務に係る歯科健康診断結果報告**
- ・ **有機溶剤等健康診断結果報告**
- ・ **じん肺健康管理実施状況報告**

については、**電子申請での届出が義務化**される。

◎特定化学物質等の特殊健康診断結果報告等、この他のものについても電子申請での届出が可能。

## 4. 安衛関係の各種報告の電子申請義務化

### (2) 処理方法

- ・ 電子申請は、「**e-GOV**」というシステムで行うことができる。
- ・ 電子申請の届出は**時間、場所を問わずに可能。パソコン上のみで処理が完結する。**
- ・ 紙申請と電子申請で**申請内容や要記入内容が変わることはない。**
- ・ 電子申請の利用は、
  - ①e-Govアカウントの登録
  - ②アプリのインストールで可能になる。
- ・ 詳細はe-Govのホームページ等で確認されたい。

ご清聴ありがとうございました。